

第384回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日時：令和4年8月23日（火） 15:31～15:55

場 所：経済産業省 本館6階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第384回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○日高課長補佐　総務課で課長補佐をしております日高と申します。7月1日付で着任しました。本日は、総務課長の田中が不在のため、私が代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事及び資料の取扱いについて御説明します。

本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、日高課長補佐から御説明を、よろしくお願いいたします。

○日高課長補佐　日高でございます。それでは、資料3を御覧ください。

こちらは、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。

「(趣旨)」でございますが、以下に記載する申請者から2022年8月18日及び19日付で経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難しい特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がありまして、経済産業大臣から意見の求めがあったことを受け、これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について御検討を頂くというものでございます。

ここ2年半ほど、毎月御検討いただいている内容ではございますが、今回、少し変化がございましたので、その点を中心に御説明させていただきます。

38行目を御覧ください。

「一般ガス導管事業者（4者）」と記載がございますが、先月までは、ここが5者でございました。西部ガス株式会社からの申請がなかったため、1者減ったということでございます。

西部ガスの申請がなかった理由につきましては、後ほど御説明します。

45行目を御覧ください。

「申請の概要」でございますけれども、「電気」につきましては、特定小売供給約款関係について、みなし小売電気事業者が10件、託送供給等約款関係につきまして、一般送配電事業者から10件、離島等供給約款関係につきまして、一般送配電事業者から7件の申請が出ております。

また、「ガス」につきましては、指定旧供給区域等小売供給約款関係につきまして、みなしガス小売事業者から1件、託送供給約款関係につきましては、一般ガス導管事業者から4件、これは、先ほど申し上げましたとおり、今回の申請を行わなかった西部ガスの分だけ先月から減る形で申請が来ているものでございます。

「内容」につきまして、72行目を御覧ください。

「電気」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等から、一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、2020年3月から2022年5月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か月延長し、6月検針分については4か月、7月検針分については3か月、8月検針分については2か月、9月検針分については、新たに1か月延長するというものでございます。

「ガス」についても、92行目以下でございますが、同様ということでございます。

先ほど申し上げました西部ガス株式会社につきましては、確認しましたところ、これまでも託送料金の支払猶予の実績が存在しておらず、9月以降の支払猶予の見込みなしと判断したため、今回、申請が行われなかったということでございました。

112行目を御覧ください。「本供給条件による供給を必要とする理由」でございます。

2020年3月19日に、経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して、電気・ガス料金の支払期日の延長を行うよう

要請が行われていたということでございまして、これを踏まえ、特定小売供給約款等以外の供給条件を設定しているところ、現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を、それぞれ更に1か月延長する等の措置が必要ということでございます。

したがいまして、121行目、「回答」ということですが、これらの供給条件については、認可等をして差し支えないものと考えられるということでございまして、これを踏まえ、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答をすることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「最終保障供給約款の変更届出について」に関しまして、鍋島ネットワーク事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      鍋島です。資料4について御説明をいたします。「最終保障供給約款の変更届出について」という資料でございます。

最初に「(趣旨)」のところに書いておりますけれども、今般、沖縄電力株式会社を除く一般送配電事業者9社から、8月10日付で経済産業大臣宛てに「最終保障供給約款の変更届出」がございました。8月12日付で、経済産業大臣から、本委員会に対して意見を求められておりますので、本委員会としての回答について、御審議を頂きたいと考えております。

最初に【変更届出を行った事業者】につきましては、そこに掲載されている沖縄電力を除く一般送配電事業者9社です。

【約款変更の適用年月日】は、9月1日を予定しております。

「経緯・概要」についてですけれども、本年5月31日に開催された第73回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合におきまして、最終保障供給料金の在り方について議論が取りまとめられました。

この内容につきましては、3ページにあります参考資料に掲載しております。

御説明いたしますと、この5月31日の制度設計専門会合におきましては、最終保障供給料金の在り方につきまして、aのところに書いてありますが、卸市場価格が最終保障供給料金を上回る場合、その差분을補正項として最終供給料金に反映することで、自由料金との逆転現象の是正を図る。このような整理がなされたところです。

図にありますとおり、aについてのイメージ図であります。卸市場価格が最終保障供給従量料金単価及び燃料単価を上回る場合には、その差분을補正項として上乗せをする。これによって、卸市場価格と託送料金の——託送料金プラス最終保障供給従量料金単価の逆転現象が生じないようにする。

このような内容について、5月31日に取りまとめられたところです。

1ページに戻りまして、今般、各エリアのみなし小売電気事業者側におきまして、標準メニューでの受付再開に向けた見通しが示されたところです。

本年7月20日の電力・ガス基本政策小委員会における小売政策のあり方におきましても、こうした各エリアのみなし小売電気事業者の標準メニュー受付再開に向けた見通しが示され次第、最終保障供給料金の変更について、各一般送配電事業者が届出を行うことが整理されたところです。

こうした経緯がございまして、先ほど申し上げたとおり、8月10日付で各送配電事業者から、最終保障供給約款の変更届出があったところです。

変更約款につきましては、届出制でございますので、法律上の意見聴取の対象ではございません。他方で、最終保障供給料金について、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において議論が行われたということを踏まえまして、経済産業大臣から委員会に意見が求められたところです。

今般、届けられた内容は、資料4-1ということで、本資料に添付しております。数社から約款が届け出られておりますので、1141ページにわたる膨大な資料になっております。

それぞれの内容について、詳細に全部読み上げるわけにはいきませんが、変更内容をまとめますと、資料は戻りまして、2 ページのところですが、今般の変更内容につきましては、「市場価格調整単価を補正項として創設する」という内容になっております。市場価格高騰時におきましては、市場価格調整単価を「卸市場価格の平均と託送従量料金単価の合計」から「燃調込み従量料金単価」を差し引いて算出して、この補正項を現行の最終保障供給従量料金単価に加えるものになっております。

また、市場価格下落時におきましては、現行の最終保障供給従量料金単価から、市場価格調整単価を差し引くものの、標準メニューの従量料金単価を下回らないものとするということになっておりますことから、いずれも審議会の整理に沿ったものであると考えております。

電気事業法上、この最終保障供給約款に対する変更命令基準が規定されておりますけれども、各号に照らし合わせても、特段問題はないと考えております。4 号には、電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるとは言えないことが、これは変更命令を行わない意味になりますけれども、この点に関しましても、今般の変更内容については、審議会の整理に従ったものであるもので、4 号に該当するとは考えられないと思われま

こうしたことを踏まえまして、3. ですが、別紙のとおり、経済産業大臣に対しましては、届出内容に異論がない旨、意見回答を行うこととしたいと考えております。

これにつきまして、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長      すみません、一点補足の説明をさせていただきますでしょうか。

○横山委員長      どうぞ、鍋島さん、よろしくお願いします。

○鍋島NW事業監視課長      具体的な料金水準でございますけれども、これにつきましては、この補正項については、毎月変動するものであります。一方で、9 月の従量料金単価につきましては、既に計算がされております。これは、7 月21日から8 月20日までの J E P X のエリアプライスについて算出するものでございますけれども、この補正項の大きいところから申し上げますと、東京電力パワーグリッドにおきましては、旧料金、旧最終保

障供給約款料金が26.31円であったところが、11.73円の補正項が加わりまして38.04円となります。

次に高い会社は中部でございまして、24.68円に対して、7.88円の補正項が加わりまして32円となります。

最も補正項が小さい会社は九州電力でございまして、九州におきましては、補正項の付加はないということになっております。

これを、一定の仮定をおきまして、例えばオフィスビルなどにおける最終保障供給料金の需要家においての、その負担額あるいはこの変更を行った際の値上がり率として、計算いたしますと、先ほど申し上げた値上がり率が多い会社である東京電力パワーグリッドについてみますと、約30%の値上がり率となります。

その他、補正項が導入される会社におきましては、20%から10%程度の実質値上がり率となります。九州電力においては、補正項が9月については付加されませんので、変更前と変更後で違いはございません、0%の値上がり率です。

そういう状況で、繰り返しになりますが、東京電力で約3割、その他のエリアで10%から20%程度の値上がり率になりますけれども、これは、月ごとに補正項は変わりますし、9月分についての値上がり率ということでございます。

すみません、以上が追加の説明になります。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおりに、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3に移りたいと思います。「収入の見通しの算定に関する検証について」に関しまして、引き続き、鍋島ネットワーク事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料5について御説明いたします。「収入の見通しの算定に関する検証について」という資料になります。

「背景・目的」のところに書いておりますけれども、レベニューキャップ制度の導入に伴いまして、この電力・ガス取引監視等委員会における統計査定等が開始されております。

第14回料金制度専門会合から、収入の見通しに関する検証を開始したところであります。第16回の料金制度専門会合、8月8日に開催されたところですが、CAPEXの統計的査定手法として、重回帰分析を基本としてローカル系統、配電系統の主要品目について費用検証を行うということが整理されまして、かつ、説明変数についても一定の整理がなされたところです。

また、同専門会合におきましては、重回帰分析のみならず中央値を用いた検証を行う場合でのグルーピングの設定の妥当性についても議論され、一定の整理がなされたところです。

今後、この専門会合の整理の結果を踏まえて、事務局としてCAPEXの費用検証を進めてまいります。

それで、この費用検証を実施するに当たりまして、この重回帰分析で用いる各データについては、妥当性を、きちんとした基礎のあるデータを使いたいと考えているところでして、報告徴収を行ってデータを入手したいと考えております。

報告徴収を行う対象の事業者は、レベニューキャップ制度についての資料を提出している10の一般送配電事業者になります。

報告徴収をする内容につきましては、3ページに書いてございます。

ここに書いてある各種データにつきまして、今後、重回帰分析を行う、あるいはグルーピングを行うに当たって、情報収集をしたいと考えております。

こうした報告徴収を行ってよいか、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局（案）のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で適切に対応するようにお願いをしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○日高課長補佐　事務局から一点お伝えいたします。

前回（８月４日）第379回の本委員会から、本日（８月23日）第384回委員会の間に、４件、書面で委員会を開催しております。

うち１件は、一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可に関する意見聴取についてのものであり、許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

残りの３件は、緊急での書面開催でして、令和４年８月３日から大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につきまして、８月５日、８月９日及び８月10日付で認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

最後に、本日の議事録につきましては、案ができ次第お送りしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、これにて、委員会を終了といたします。

どうもありがとうございました。

——了——